

(改正後全文)

平成12年10月25日  
社援監第19号

	一	部	改	正
平成13年3月30日	平成14年	3月	29日	
平成15年3月28日	平成16年	3月	29日	
平成17年3月28日	平成18年	3月	31日	
平成19年6月18日	平成20年	7月	10日	
平成21年8月21日	平成22年	3月	29日	
平成23年4月4日	平成24年	4月	13日	
平成26年2月13日	平成26年	7月	25日	
平成27年3月27日	平成28年	3月	29日	
平成29年2月8日	平成29年	3月	29日	
平成30年3月30日	平成31年	4月	11日	
令和2年3月31日	令和3年	3月	30日	
令和4年3月29日	令和5年	3月	31日	
令和6年4月24日				

都道府県  
各 民生主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生省社会・援護局監査指導課長

### 生活保護法施行事務監査の実施結果報告について

生活保護法施行事務監査の実施については、平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会援護局長通知により示されているところであるが、標記については、別紙「生活保護法施行事務監査の実施結果報告」により作成の上、毎年度6月末日を期限として当職あて提出されたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の9に規定する処理基準とする。

おって、「生活保護法施行事務監査並びに指定医療機関に対する指導等の実施結果報告について」（平成12年3月31日社援監第7号 厚生省社会・援護局監査指導課長通知）は廃止する。